

(委託関係用)

契 約 条 項

(総則)

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面に基づき頭書の業務委託料をもって頭書の履行期限までに、委託業務を完了しなければならない。

2 前項の仕様書及び図面に明示されていない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書及び図面の主たる部分を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書及び図面において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(業務の調査等)

第4条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告をもとめることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができるものとする。
この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(履行期限の延長)

第6条 受注者は、受注者の責めに帰することができない事由により履行期限までに業務を完成することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を附して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰する事由による場合においては、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第8条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書に仕様書に定められた関係書を添えて提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、業務完了の確認のため検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、修正を命じられたときは、遅滞なく当該修正を行い再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の修正の完了及び再検査の場合に準用する。

5 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく目的物を発注者に引渡すものとする。

(業務の引継ぎ)

第9条 この契約の業務内容がサービス等を持続的かつ安定的に提供する必要がある業務であるときは、受注者は、前受託者から十分な引継ぎを受け履行開始日から業務に支障をきたさぬよう万全の体制を整えなければならない。そのために要する費用について発注者は負担しない。

2 受注者は、契約満了に伴いこの契約の業務内容において引継ぎが必要な業務である場合には、次の受託者が円滑に業務を開始できるように十分な引継ぎを行わなければならない。そのために要する費用について発注者

は負担しない。

(履行遅滞の場合における違約金)

第10条 発注者は、受注者の責めに帰する事由により、受注者が履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限後相当の期間内に当該業務を完了する見込みがあると認めたときは、発注者は違約金を付して履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金は、遅滞日数に応じ業務委託料につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した金額とする。

(委託料の支払)

第11条 受注者は発注者の指示する手続に従って業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求を受理したときは、請求を受けた日から30日以内に支払わなければならない。

3 この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正によって消費税額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく、委託料額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者が第15条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(3) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において[暴力団員]という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、発注者は必要があるときは、既済部分の引渡しを受注者に請求することができるものとする。この場合において、発注者は、その既済業務部分に対する業務委託料相当額を支払うものとし、支払額は発注者受注者協議して定めるものとする。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合において、発注者に損害を生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(1) 第12条又は前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（受注者の解除権）

第 15 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第 5 条の規定により委託業務の内容を変更したため、頭書の委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 発注者の責めに帰する理由により受注者が委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 第 13 条第 2 項及び第 14 条第 1 項の規定は、前項の規定により受注者がこの契約を解除した場合に準用する。

（秘密の保持）

第 16 条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約不適合責任）

第 17 条 受注者は、第 8 条第 5 項の目的物の引渡し後、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、発注者の請求により直ちにその補修をしなければならない。

2 発注者は、前項の契約不適合の補修に代え、損害賠償の請求をすることができる。

（契約外の事項）

第 18 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。